

日 薬 業 発 第 271 号
令 和 6 年 10 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 荻 野 構 一

感染症対応に係る薬局の研修について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局総務課より別添のとおり、新たな新興感染症等の発生・まん延に備えて薬局が必要な体制を確保するため、令和5年度厚生労働省事業「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」（本会が実施。令和6年5月20日付け 日薬業発第77号）により作成した研修資材が厚生労働省ホームページに掲載されるとともに、感染症法に基づく第二種協定指定医療機関の法定化を踏まえた感染症対応に係る薬局の研修として示されました。

また、当該研修は、薬局薬剤師に対する研修として積極的に実施・受講することもされています。

都道府県薬剤師会におかれましては、協定締結に際して都道府県と連携・調整を行っていただいているところですが、協定締結薬局には年1回の研修・訓練・点検が求められていることから、改めて、薬剤師に対する研修の実施について都道府県と調整いただき、都道府県内の薬剤師(会員・非会員を問わず)が標記研修を受講できるよう、引き続きご対応をお願いいたします。

また、研修の実施に際しては、協定締結薬局のみならず、幅広く薬局薬剤師が当該研修を受講できるよう、県内の薬剤師に対し周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和6年10月28日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

感染症対応に係る薬局の研修について

標記について、各都道府県衛生主管部（局）宛て連絡しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年10月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課

感染症対応に係る薬局の研修について

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3に規定に基づき、平時から都道府県と薬局との間で、自宅療養者等への服薬指導等の感染症対応に係る協定を締結する仕組みが法定化されたところです。

当該感染症対応に係る薬局の研修については下記のとおりですので、貴管下薬局、関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、改正法の円滑な施行に向けて、引き続きご協力をお願いします。

なお、本事務連絡については、医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 研修の資材について

薬局において、新たな新興感染症等の発生・まん延に備えて、必要な体制を確保するためには、薬局に従事する薬剤師等が一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能を習得することが必要です。

そのための研修の資材について、令和5年度厚生労働省事業「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」により公益社団法人日本薬剤師会が作成し、今般、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansenshokensyu_yakkyoku_00001.html）に掲載いたしましたので、お知らせします。

2 研修の周知について

当該研修は、地域の薬局における一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能の習得を推進するために実施されるものであり、薬局に従事する薬剤師等に対し、上記1の研修資料の内容が含まれている研修を積極的に実施または受講させていただくよう、管下の薬局等に対し、周知をお願いします。

なお、上記1の研修資料を活用した薬局向け研修については、各都道府県薬剤師会等において、実施に向けて調整中であることを申し添えます。

以上